

## 5 民有林の再生

多摩川上流域には、水道水源林とほぼ同面積の、水道局以外の方が所有する民有林があります。この民有林では、長期にわたる林業不振の影響などにより、手入れの行き届かない森林が増え、土砂流出による小河内貯水池への影響が懸念されています。

このため、このような民有林を水道局が購入し、早期に整備するとともに、ボランティアによる森づくり活動により、緑豊かな森林に再生していきます。

### 民有林の購入

水道局では、将来にわたって水源を良好な状態で保全するため、森林の持つ多面的機能が十分に発揮されるよう、手入れができず所有者が手放す意向のある民有林を購入し、水道水源林として育成・管理しています。

特に、貯水池の近接地や貯水池に流入する主要河川に面した急傾斜地などの、小河内貯水池への土砂流出が懸念されるエリア約2,000haについては重点購入地域として積極的に購入し、整備を進めていきます。



購入直後



歩道整備及び間伐後



枝打作業



道づくり作業

### 多摩川水源森林隊

多摩川水源森林隊は、多摩川上流域の手入れの行き届かない民有地の人工林を、ボランティアの方々の手で緑豊かな森林に再生することを目的として、平成14年7月に設立されました。

活動の同意を得た森林所有者の森林において、道づくり、下刈、間伐及び枝打作業といった森林保全活動を実施しています。

活動に当たっては、経験豊かな指導員が、ボランティア参加者の経験や技術に合わせて丁寧な指導を行っています。

## 6 みんなでつくる水源の森実施計画

水道局では、水道局自律点検・改革の検討を踏まえ、緊急性や取組の効果を考慮し、「第11次水道水源林管理計画」のうち、早急かつ重点的に取り組むべき「民有林の積極的購入」と「多様な主体と連携した森づくり」についての具体的な取組内容を示した「みんなでつくる水源の森実施計画」を策定しました。

○計画期間 平成29年度から平成32年度までの4年間

多摩川上流域における民有林の保全・管理		多様な主体と連携した森づくり	
対象地域	具体的な取組	連携主体	具体的な取組
民有林重点購入地域内	○民有林の積極的な購入 ○購入が難しい民有林への対策	都民と連携した森づくり	○多摩川水源サポーター ○東京水道 水源林寄付金 ○水源林ツアー ○多摩川水源森林隊
民有林重点購入地域外	○民有林の公募購入(継続)	企業と連携した森づくり	○東京水道～企業の森(ネーミングライツ) ○企業協賛金制度
全域	○多摩川水源森林隊による保全活動(継続) ○購入した森林の再生	大学と連携した森づくり	○大学との共同研究 ○学生による森林保全活動
		地元自治体や関係機関等との連携	○地元自治体等と連携した共同イベントの開催 ○地元文化に触れる機会の創出 ○水源地域の魅力の発信 ○関係機関 NPO 等との連携

## 7 水道水源林の歴史

年次	西暦	内容	所有者	備考
江戸時代	～1867	多摩川上流域一帯の森林は、おおむね徳川幕府の領地に属し、地域住民は入会権 <sup>(注1)</sup> を持ち、生活に必要な林産物の収穫が許されていた。また、幕府直轄の「お留(止)め山」(主に御巢鷹山)も各所にあり、おおむね良好な森林を形成していた。	徳川幕府	承応3年(1654) 玉川上水完成
明治元年～30年	1868～1897	多摩川上流域の山林は「山林原野官民有区分」により官林に編入され、その後御料林 <sup>(注2)</sup> に編入されたことで、従来の入会が制約を受けることになり、最上流部等では、森林の荒廃が進行した。	農商務省 山林局等	明治11年(1878) 東京府吏員山城祐之が多摩川源流(水干)を確認
明治34年	1901	東京府は水源地の荒廃を憂いて、山梨県下の丹波山村、小菅村の約8,140ha及び府下の日原川上流約320haの御料林を譲り受け、府自ら経営を開始した。また、同時に日原川流域の公・私有林約5,100haを保安林に編入した。	東京府	明治26年(1893) 神奈川県から三多摩地域が東京府に編入
明治41年～42年	1908～1909	水源林の荒廃は、市民への給水の責務を有する市自ら復旧すべきであるとして、尾崎行雄東京市長は調査を行い、水源地経営案を作成した。		明治30年(1897) 森林法発布
明治43年	1910	上記の経営案が市議会で議決され、10月に水源林事務所を開設した。また、府下の御料林約700haを譲り受け、積極的に水源かん養林の経営に着手した。		
明治45年	1912	山梨県萩原山(現甲州市)の恩賜県有林 <sup>(注3)</sup> 約5,610haと、既に府有林であった約8,460haを東京市が譲り受けた。	東京市	
大正2年～15年	1913～1926	山梨県及び府下の私有林約610haを買収し、明治44年から開始した府下の公・私有林との部分林 <sup>(注4)</sup> 約870haを合わせ、経営面積は約16,250haとなった。		
昭和8年	1933	日原川上流の私有林約4,780haを買収した。		
昭和25年	1950	旧古里村(現奥多摩町)の部分林約90haに同村有林約100haを加え、約190haを買収した。		昭和32年(1957) 国立公園法は廃止となり、自然公園法が成立
昭和42年	1967	小河内ダム建設当時を買収したダム周囲林約560haが小河内貯水池管理事務所から移管され、水源林はほぼ現在の形になった。さらに数件の売却や交換等を経て、経営面積は約21,634haになった。		昭和32年(1957) 小河内ダム完成
平成2年	1990	多摩川流域の水源施設の管理一元化を図るため、水源林事務所を水源管理事務所に改組し、村山・山口貯水池及び小河内貯水池とともに、水源林を水源施設の一つとして管理することになった。	昭和18年(1943) 東京都	
平成13年	2001	水道水源林の管理開始から100周年を迎えた。		
平成14年	2002	多摩川水源森林隊を設立した。		
平成25年～31年	2013～2019	民有林購入事業により、管理面積は約24,000ha(平成31年4月1日現在)になった。		

(注1) 入会権 農民が燃料等の生活資材を共同で採取できる権利  
(注2) 御料林 皇室で管理していた森林  
(注3) 恩賜県有林 皇室により県に下賜された森林  
(注4) 部分林(分収契約林) 私有地又は町村有地に地上権を設定し、水道局で管理していた森林

### 笠取山付近の移り変わり



大正末期



植栽後約30年



現在